

千葉県職員倫理条例の運用状況について

1 啓発

(1) 資料による啓発

次に掲げる資料を用いて、各所属への啓発を図っている。

- ・教本 ・職員倫理心得（印刷用・端末用）
- ・配付パソコンを利用した研修に係るコンテンツ（eラーニング）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/gyoukaku/hourei-junshu/compliance/rinnri/index.html>

（学習用のページの場所：千葉県ホームページ）

ホーム＞県政情報・統計＞組織・行財政＞行財政改革＞コンプライアンス（法令遵守）＞
コンプライアンス推進＞千葉県職員倫理条例eラーニング

(2) 研修による啓発

①講義形式での研修

- ・新規採用職員研修(令和5年度) 受講者数518名
- ・職場出前研修

対象所属からの依頼を受け、研修を行っている。

〔令和元年度〕 13所属 受講者数277名

〔令和2年度〕 6所属 受講者数114名

〔令和3年度〕 1所属 受講者数43名

〔令和4年度〕 3所属 受講者数76名

〔令和5年度〕 4所属 受講者数89名

②オンデマンド配信での研修（令和5年度）

次に掲げる研修において、職員倫理条例について扱っている。

- ・主査級キャリアアップ研修 受講者数163名
- ・班長級研修 受講者数192名
- ・コンプライアンス研修Ⅰ（対象：各所属の副課長・次長級の職員）
受講者数296名
- ・コンプライアンス研修Ⅱ（対象：各所属の課長・出先機関の長）
受講者数295名
- ・財務会計年度末事務研修 受講者数451名

③全職員を対象に実施した研修

令和6年1月10日に県土整備部職員が逮捕された事件を受け、全職員を対象に、千葉県職員倫理条例に係るオンデマンド研修を実施した。

対象：千葉県職員倫理条例が適用される全ての職員（教員、警察職員等を除く）

形式：オンデマンド（動画（約30分）の視聴又は説明資料の閲読）

実施期間：令和6年1月12日から2月2日まで（動画視聴はこれ以降も可能）

受講人数：13,324人（受講報告書提出者数）

2 贈与等報告書の提出件数（令和元年度から令和5年度まで）

（1）年度別の提出件数

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	合計
総務部	54件	13件	9件	20件	30件	126件
総合企画部	7件	1件	1件	6件	1件	16件
防災危機管理部	5件			1件	9件	15件
健康福祉部	17件	24件	7件	4件	5件	57件
環境生活部	17件	4件	2件	24件	14件	61件
商工労働部	24件	3件	6件	24件	30件	87件
農林水産部	12件	4件	6件	8件	11件	41件
県土整備部	54件	6件	8件	11件	64件	143件
出納局	3件					3件
労働委員会事務局	2件	2件	2件	2件	2件	10件
企業局	5件	4件			3件	12件
病院局	11件	13件	3件	19件	6件	52件
議会事務局						
教育委員会	218件	21件	13件	50件	220件	522件
警察本部	2件		5件	3件	2件	12件
選挙管理委員会						
監査委員						
人事委員会						
海区漁業調整委員会						
合計	431件	95件	62件	172件	397件	1157件

（※1）管理職員等は、事業者等から1件5千円を超える贈与等又は講演の報酬を受けたときは、任命権者に贈与等報告書を4半期ごとに提出しなければならない。
（千葉県職員倫理条例第6条第1項）

（※2）県土整備部に収用委員会事務局を含む。

（※3）企業局・病院局・教育委員会には、公営企業管理者又は教育長から知事に提出されたものを含む。

(2) 内容別の提出件数（令和元年度から令和5年度まで）

	飲食の提供	物品の贈与	その他	報酬	合計
総務部	39件	86件	1件		126件
総合企画部	6件	8件	2件		16件
防災危機管理部	8件	7件			15件
健康福祉部	16件	38件		3件	57件
環境生活部	9件	20件	32件		61件
商工労働部	24件	58件	5件		87件
農林水産部	7件	34件			41件
県土整備部	98件	44件		1件	143件
出納局		3件			3件
労働委員会事務局		10件			10件
企業局	5件	7件			12件
病院局	7件	43件	1件	1件	52件
議会事務局					
教育委員会	4件	125件	359件	34件	522件
警察本部		8件	2件	2件	12件
選挙管理委員会					
監査委員					
人事委員会					
海区漁業調整委員会					
合計	223件	491件	402件	41件	1157件

(※1) 県土整備部に収用委員会事務局を含む。

(※2) 企業局・病院局・教育委員会には、公営企業管理者又は教育長から知事に提出されたものを含む。

3 飲食届の提出件数（令和元年度から令和5年度まで）

年度別の提出件数

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	合計
総務部	3件			2件	11件	16件
総合企画部						
防災危機管理部						
健康福祉部	13件		1件		4件	18件
環境生活部						
商工労働部						
農林水産部	34件	1件	3件	10件	33件	81件
県土整備部	3件				5件	8件
出納局						
労働委員会事務局						
企業局						
病院局	5件					5件
議会事務局						
教育委員会						
警察本部	2件		1件	3件		6件
選挙管理委員会						
監査委員						
人事委員会						
海区漁業調整委員会	2件					2件
合計	62件	1件	5件	15件	53件	136件

(※1) 職員が自己の費用を負担して利害関係者と飲食する場合で、自己に要する費用が1万円を超えるときは、倫理監督者に事前に届け出なければならない。

(千葉県職員倫理規則第10条)

(※2) 県土整備部に収用委員会事務局を含む。

(※3) 企業局・病院局・教育委員会には、公営企業管理者又は教育長から知事に提出されたものを含む。